

令和5年4月

第129回丹波市議会臨時會議案書

議案第39号

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年4月26日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

丹波市国民健康保険税条例（平成17年丹波市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するもの）」に改める。

附則第4項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第5項、第6項、第8項から第11項まで、第14項及び第15項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の丹波市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。